

青森県報

号外第八十九号

平成十五年
十月八日
(水曜日)

目 次

条 例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う関係 条例の整理に関する条例……………	(環境政策課) …… 二
青森県特別会計条例の一部を改正する条例……………	(財政課) …… 三
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人事課) …… 四
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(税務課) …… 五
青森県漁業協同組合併促進条例の一部を改正する条例……………	(団体経営改善課) …… 六

条 例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十五年十月八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

第一条 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第四項又は第十四条の四第四項」を「第十四条第六項又は第十四条の四第六項」に改める。

(青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号及び第七号中「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第十号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

別表第七号中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同表第八号中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同表第十三号中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同表第十四号中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同表第十八

号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

(青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部改正)

第二条 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第四項」を「第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二項の表中

青森県林業改善資金特別会計

林業改善資金助成法

を

青森県林業・木材産業改善資金特別会計

林業・木材産業改善

資金助成法

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員 の 退職 手当 に関する 条例 等 の 一部 を 改正 する 条例 を ここ に 公布 する 。

平成十五年十月八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

職員 の 退職 手当 に関する 条例 等 の 一部 を 改正 する 条例

(職員 の 退職 手当 に関する 条例 の 一部 改正)

第一条 職員 の 退職 手当 に関する 条例 (昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号) の 一部 を 次 の よう に 改正 する 。

附則第三十一項中「第六条の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第三十二項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

(職員 の 退職 手当 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 の 一部 改正)

第二条 職員 の 退職 手当 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 (昭和四十八年七月青森県条例第三十二号) の 一部 を 次 の よう に 改正 する 。

附則第五項中「第六条並びに」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第七項中「第五条の二及び第六条」を「及び第五条の二」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第三十一項の規定の適用については、同項中「百分の百四」とあるのは、「百分の百七」とする。
- 3 平成十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項（同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。）及び同条例附則第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第五条の二まで及び」とあるのは「第五条の二まで及び第六条並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十二年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第五条の二」とあるのは「、第五条の二及び第六条」とする。
- 4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第三十一項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第三節 特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る不均一課税（第十五条 第十七条）

を「第三節 輸入促進基盤整備事業によ

第四節 輸入促進基盤整備事業により設置される施設に係る不均一課税（第十八条 第二十条）」

り設置される施設に係る不均一課税（第十五条 第十七条）」に、「第二十一条」を「第十八条」に改める。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第三章第三節を削る。

第三章第四節中第十八条を第十五条とし、第十九条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、同節を同章第三節とする。

第四章中第二十一条を第十八条とする。

附則に次の一項を加える。

（半島振興対策実施地域等における不動産取得税に係る不均一課税の税率の特例）

5 半島振興対策実施地域及び原子力発電施設等立地地域における不均一課税に係る平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県税の特別措置に関する条例附則第五項の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

青森県漁業協同組合合併促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県漁業協同組合合併促進条例の一部を改正する条例

青森県漁業協同組合合併促進条例（昭和四十二年十二月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭